

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

番号	業者名	住所
①	水 i n g (株)	東京都港区港南1-7-18
②	井原工業(株)	愛媛県四国中央市三島宮川4-2-18

2. 指名停止措置期間

①②の業者とも

平成29年9月15日 から 平成29年9月28日 まで 2週間

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件については、①及び②の業者が、中田井浄水場等更新整備・運営事業 水 i n g ・井原特定建設工事共同企業体として請け負った、愛媛県四国中央市発注の中田井浄水場等更新整備・運営事業（更新整備業務）のうち機械設備の工事現場において、平成28年9月22日、同共同企業体の下請負人の労働者が架設通路を使用してポンプ室の天井開口部から底面に降りようとしたところ最上段から底面に墜落し死亡した際、墜落の危険のある箇所到手すり及び中棧等を設ける義務を怠ったとして、同共同企業体の元方安全衛生管理者が、平成29年7月28日、労働安全衛生法違反の罪で松山区検察庁により起訴され、同年8月1日、松山簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受けたものである。

5. 指名停止措置理由

上記事実について、①の業者は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号に該当し、前記措置要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

②の業者は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号に該当し、前記措置要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

本件については、指名停止2週間とする。

指名停止措置要領別表第1

措置要件	期間
8 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 2ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

○総務部契約課長 峰 久 義 朗 (内線2511)

総務部経理調達課長 中 野 靖 久 (内線6311)

○総務部契約課長補佐 杉 浦 敏 樹 (内線2512)